

經濟論叢

第(十)八卷 第四號

社会科学における人間像……………田 口 勇 藏 1

明治前期の「国立銀行」

における減価償却……………高 寺 貞 男 23

日本貿易論における方法論

反省のための一視角……………杉 本 昭 七 43

世界恐慌論における二類型（下）……重 田 澄 男 58

昭和三十六年十月

京都大學經濟學會

明治前期の「国立銀行」における減価償却

——明治減価償却史研究Ⅰ——

高 貞 男

『鎖却勘定』が表われたのは「東京第一国立銀行の明治八年上半季」第四回決算であって、その半季利益金割合報告（損益計算書兼利益処分計算書）借方損失に「營業用戻シ入三、〇〇〇」があり、実際報告（貸借対照表）借方の「營業用家作、地所、什器」十五万九千二百円は原始価額十六万二百円から三千円を差引いたものなる旨考課状に説明の記事が載っている。』

——『第一銀行史・上巻』昭和三二年、二六七頁。——

まえがき——明治期の減価償却史を研究するにあたって

従来わが国では先進諸国（主としてイギリスとアメリカ）における減価償却史は、入手しうる文献・資料に制約があるにもかかわらず、多数の会計学者によつて詳細に研究されてきている。しかるに、ことわが国における減価償却史となると、一部の会計学者（片野一郎教授・木村和三郎教授）によつてスポット・ライトをあてられた若干の部面（明治初年の国立銀行と明治三十年代の海運業の減価償却¹⁾）をのぞいては、「燈台下暗し」の状態にあると

いってよい。そこで、先学によつて開発されたスポット・ライトの光度を増加すると同時にこれまで欠けていたスポット・ライトを新設することによつて、わが国における減価償却の生成・確立過程の全体像を少しでも明瞭にしたいと考え、ここに一年程の間京都大学図書館を中心に資料をあさってきた。その結果、一応整理しうる見通しがついたので（もちろんやつと薄明の状態に到達したばかりで、今後さらに研究をかされなければならないが）、これまでえられた資料をまとめ、今後何回かにわけて『明治減価償却史研究』として発表することになった。

さて、副題が示しているように本稿はその第一回目であるので、序説として、わが国における減価償却の生成・確立過程が先進諸国でのこれらの過程との間にもっている共通性と特殊性について、一応簡単にのべておきたいと思う。

常識的に理解されているところでは、減価償却が生成・確立する一般的過程はつぎのような単線的シェーマとしてとらえられている。

① 固定資産の絶体的・相対的增加 → ② 固定資産減価の認識 → ③ 減価償却の生成・確立

たしかにこの通りにちがいないが、このシェーマでは右の一般的過程が完全に表現されているとはいえない。なぜなら、右のシェーマにおいては「会計対象」側の要因のみがとりあげられ、「会計主体」の側の動きが無視されているからである。より具体的にいうと、「資産」側の要因のみから右のシェーマは構成されており、「資本」側の要因を見忘れているという重大な欠陥をもっている。そこで、このような欠陥をうづめるべく、さらに「資本」側の要因をも考慮に入れて、減価償却が生成・確立する過程をシェーマ化してみると、つぎのような複線的シェーマがえられる。

人的会社の普及と物的会社の出現

①資本の集中——→②集中した資本の維持——→③処分可能利益の計算とその報告
①固定資産の絶対的・相対的增加→②固定資産減価の認識→③減価償却の生成・確立

このように、先進諸国では企業形態の史的展開の中で人的会社（その中心はパートナーシップであった）が普及するにつれて減価償却が生成し、さらに物的会社たる「株式会社が出現するにおよんで、資本的（固定）資産への永久的投資が利益算定機構と「完全に」むすびついたのである。」²⁾しかるに、わが国では減価償却の生成と確立が、先進諸国のようにパートナーシップ、株式会社という形態をことにする二つの企業組織において徐々に進行せず、株會会社形態をとった企業で急速に遂行された。このことはとりもなおさず右の過程が、先進諸国のように自然発生的ではなく、明治政府の指導下に半強制的に進められたことを物語っている。周知のように日本經濟の近代化は明治維新と共に急激にはじまったが、その時は先進諸国で近代的株式會社制度が確立した直後にあたり、そして減価償却制度もまた確立への歩みを進めている時期であった。したがって、明治政府が日本經濟を上から近代化してゆく政策の一環として、いはやく株式會社制度とその會計制度を先進国から移植し、ほんの少しおくれてその中へ減価償却制度を組入れたことは当然の成行にちがいないが、それにしても減価償却制度の導入以後きわめて短期間でそれを株式會社會計に定着させたことは注目すべき事実といわなくてはならない。

さて、以上要約したように減価償却が生成・確立する一般的・特殊日本の過程をみてみると、日本經濟の近代化の前衛組織として近代的民間銀行制度を樹立するため（短期的理由としては、政府発行の不換紙幣の銷却処分のため）明治政府の保護育成の下に設立された『国立銀行』（この銀行は国立といわれても、それは国立大学のように国自身が設立したのではなく、国法に準拠して設立された民間銀行であつたから、正確には「国法銀行」または

「国立銀行」というべきであった。そして、それは、明治五年一月公布の『国立銀行条例』の企業形態に関する規定が「わが国における最初の本格的な株式会社の規定であった」³⁾ことからわかるように、わが国で「初めての完全なる株式会社」⁴⁾であった。)がわが国へ近代会計制度とその部分機構たる減価償却制度を導入する最初の間であったことも決して不思議ではないであろう。そして、国立銀行に導入された近代会計制度と減価償却制度はその後日本近代産業の担い手として組織された多くの株式会社へ(直接的には国立銀行の会計に経験あるものが参加する形で)伝播・浸透していった。つまり、国立銀行は日本会計史上近代会計制度とその不可欠の機構たる減価償却制度を移植・普及する中心点に位置していたのである。

したがって、私の『明治減価償却史研究』も「国立銀行の減価償却会計」からはじめなければならないが、⁵⁾その場合、明治九年八月に改正国立銀行条例が公布される前と後を分けて論ずる必要があるので、『明治財政史』の時期区分にしたがい第一期(明治五年国立銀行条例の発布から同九年同条例改正前まで)と第二期(明治九年国立銀行条例改正から同十六年同条例改正前まで)とに分けて、考察を進めることにする。

- (1) 片野一郎『日本・銀行簿記精説』昭和三十一年、第二章第八節「わが国における減価償却の発端」一〇四—一二頁。木村和三郎『減価償却研究』昭和二十二年、第五章二「我國における減価償却認識の生成発展」一三七—一四八頁。木村和三郎『日本における簿記会計学の発展』昭和二十五年、三〇—三三頁。木村和三郎『日本における会計学の生成発展』山下勝治・古林喜楽編『会計学の発展と課題——平井泰太郎博士記念論文集Ⅱ』昭和三十五年、一四一—一四八頁。

- (2) A. C. Littleton, *Accounting Evolution to 1900*, New York 1933, p. 313.

- (3) 土屋喬雄「渋沢栄一の我國会社企業発達史上における役割」(『明大』経営論集、第一二集(昭和三十四年一月)、三五頁。

- (4) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』昭和六年、三二三頁。

(5) 国立銀行における減価償却実践についてはすでに指摘したように片野教授のすぐれた研究がある。にもかかわらず、重複することを承知であえて本稿を書いたわけは、本文に記した理由以外に、教授の『日本・銀行簿記精説』の出版（昭和三一年）以後に公表された金融史資料その他によって教授の詳細な研究の中にいくつかの補足・修正すべき箇所を見出したからに外ならない。したがって補足箇所はともかく、修正箇所はできるだけ修正理由を附して明記したい、と考えている。

(6) 『明治財政史・第十三巻』明治三八年、一六頁。本稿では考察の範圍を明治前期の国立銀行にかぎっているので、第三期（明治一六年国立銀行条例改正より同三二年国立銀行最終満期まで）についてはとりあげていない。

一

周知のように銀行会計における減価償却の実施状況を知るにはその決算手続を調べるのが最良の方法であるが、『明治6年〔12月〕の「銀行簿記精法」のもつていた最も大きな会計方法上の欠陥は決算に関する記帳手続が全然解説されていない点であった¹⁾』といわれていることからわかるように、第一期の国立銀行（明治六年七月二〇日開業の東京第一、同七年八月一五日開業の横浜第二、同七年三月一日開業の新潟第四、同六年十二月一〇日開業の大阪第五の各国立銀行²⁾）に関するかぎりその決算記帳そのものを知ることとはできない。（もちろん現在する帳簿記録を実地調査すれば別だが）そこで、本稿では、決算記帳の代りに、国立銀行条例がその第十二条および第十三条³⁾において国立銀行にたいし報告義務をお寄せた三種の財務諸表——(1)大藏省紙幣寮へ差出すもの、(2)株主へ通知するもの、(3)新聞紙上に公告するもの——によって、第一期の国立銀行が何時何にたいしどれだけの減価償却を計上したかを明らかにしたいが、順序として国立銀行の財務諸表規則の考察からはじめることにしよう。

『明治財政史』によると、『国立銀行資産負債ノ状況ノ報告ハ一箇年四度以上紙幣頭ニ差出スヘキコトハ〔国立

銀行」条例第十二条ノ命スル所ナリ而シテ之ヲ報告計算ノ書式ハ紙幣頭ニ於テ定ムヘキモノナルカ故ニ大蔵省ハ明治六年十二月ヲ以テ国立銀行定期報告差出方規則ヲ草シ附屬書式ノ便否ヲ東京第一国立銀行ニ諮詢シテ之ヲ編成ヲ了ヘ同月二四日直ニ之ヲ第一国立銀行ニ達シ次テ翌年一月二日新潟第四一月七日、大阪第五横濱第二ノ各国立銀行へ通達シテ孰レモ一定ノ法式ニ從ヒ同一ノ日付ヲ以テ各本支店ヨリ毎月及ヒ毎半期ニ於テ明細ニ之ヲ大蔵省ニ報告シ且ツ其半季利益金ノ割合ハ株主ノ決議ヲ經タル上大蔵卿ノ認可ヲ得更ニ其資産負債ノ計算ト共ニ世上ニ公示スルコトナセリ」⁵⁾ (傍点—高寺)

右の国立銀行定期報告差出方規則はわが国最初の財務諸表規則であるが、その中で「銀行半季實際報告ハ其銀行本文〔店〕総体ノ資産權利ト其負債義務トヲ分記スルモノニシテ第二書式是ナリ之ヲ記載スルニハ先本店ノ總勘定元帳ノ貸借差引残高表ヲ製シ各支店ヨリ夫々ノ同表ヲ取集メ本店ト支店トノ貸借並ニ支店ト支店トノ貸借ハ之ヲ取除キ本支總体ノ總勘定元帳ノ差引残高ヲ合計シ其借方ノ残高ヲ報告面ノ借方ニ記シ其貸方ノ残高ヲ貸方ニ記スヘシ然ルトキハ此報告ノ借方ハ即チ銀行ノ資産權利ニシテ貸方ハ則チ銀行ノ負債義務ナリ」⁷⁾ また「銀行半季利益金割合報告ハ一株ニ付当半季利益若干内別段積立金ニ充テタル者若干一株ニ付割賦金〔配当金〕若干等及ヒ總体ノ損益ヲ記スル者ニシテ第六〔第五ノ誤リ〕書式是ナリ本店並ニ各支店ノ損益勘定表ヲ引合セ之ヲ製スヘシ」⁸⁾ 規定している。

よつて、銀行半季實際報告は貸借対照表であり、また銀行半季利益金割合報告は損益計算書と利益処分計算書とが結合したものであることはわかるが、残念ながら『明治財政史』には附屬計表書式八種⁹⁾は収録されていないので、それによつては第二書式（貸借対照表様式）と第五書式（損益計算書兼利益処分計算書様式）がどのようなものであったかはわからない。だが、ここで断念する必要はない。辛いことには、各国立銀行の考課状に附された財務

諸表は国立銀行定期報告差出方規則附属計表書式によっている場合が少くない。たとえば、第一国立銀行が「明治六年七月二十日当該銀行開業以後六ヶ月間実務施行之順序及諸勘定方向ノ各件ヲ頭取取締役ヨリ株主一同ニ公示スル第一考課状」(明治七年一月一日)には「当銀行半季実際報告ハ第二書式ノ通相違無之候」¹⁰⁾「当銀行半季損益勘定ハ第五書式甲ノ通ニシテ」¹¹⁾と記されており、また第五国立銀行が明治七年「一月五日發業ヨリ当六月卅日迄半季營業上ノ各件及ヒ出納ノ實際諸報告ハ御頒達ノ書式ニ遵ヒ頭取々取締役謹テ紙幣頭閣下ニ呈ス第二考課状」(明治七年七月一〇日)にも「当銀行半季實際報告ハ第二書式ノ通相違無之候」¹²⁾「当銀行半季損益勘定ハ……第五書式之通相違無之候」¹³⁾と記されている。したがって、右の考課状にふされた財務諸表によって、附属計表第二・第五書式がどのようなものであったかを間接的に知ることができる。

(1) 片野、前掲書、九六頁。

(2) 『明治財政史・第十三卷』二四八頁。

(3) 国立銀行条例第十三条「銀行利益金分割ノ手續ヲ明ニス

第一節 国立銀行ノ頭取取締役等ハ毎年兩度宛銀行ノ總勘定ヲナシ其純益金ヲ正算シ株高ニ応シテ公平ニ之ヲ分割ス可シ

第二節 右分割ノ前ニ其利益ノ正算ヲ株主一同ヘ通知シ且新聞紙ニテ世上ニ公告スヘシ

第三節 其公告セシ日ヨリ十日内ニテ未タ株主ハ分割ヲ為ササル前ニ其計算ヲ明瞭ニシテ紙幣頭ヘ差出ス可シ」(『明治財政

史・第十三卷』四七—四八頁。傍点—高寺)

(4) 国立銀行条例第十二条「銀行ヨリ差出ス報告書計表ノ手續ヲ明ニス

第一節 国立銀行ハ一ヶ年四度以上其銀行ノ事務計算等実地詳明ナル報告書計表等ヲ紙幣頭ニ差出ス可シ其書式ハ紙幣頭ノ指揮ニ從ヒ頭取取締役之ヲ証印スヘシ

但右報告書計表ノ類ハ銀行ヨリ新聞紙又ハ其他ノ手續ヲ以テ世上ニ公告スヘシ」(『明治財政史第十三卷』四七頁。傍点—高

寺)

国立銀行条例の施行規則として条例と同時に公布された「国立銀行成規」はその「国立銀行報告ノ事」において「国立銀行ハ一ケ年中四度以上其銀行營業ノ實際報告ヲ紙幣頭ニ差出スヘシ(銀行条例第十二条)此報告雛形並ニ文例ハ紙幣頭ノ定メタル体裁ニ従フヘシ」(『明治財政史・第十三巻』八六頁)と「紙幣頭ニ可差出各種報告ヲ掲載」(『明治財政史・第十三巻』六一頁)していたが、その報告様式については定めていなかった。

(5) 『明治財政史・第十三巻』六三〇—六三一頁。カッコ内に挿入した開業日は同上二四八頁による。

(6) 「我國にて会社の決算期に貸借対照表を作成すべきことを規定したるは国立銀行を以て嚆矢とす。」(東夷五郎『商業會計・第一輯』第三版、大正三年、五頁)

この国立銀行定期報告差出方規則・附属計表書式(明治六年十二月)のわが国会計史上における意義について『明治財政史』はつぎのように力説している。

「是ニ由リテ明治七年上半年以来ハ我国立銀行營業盛衰ノ状態旧ニ倍シテ正確ナルコトヲ得タリ蓋シ出納ノ実況ヲ秘密ニ付シ世人ヲシテ其貸借如何ヲ知ラシムルヲ欲セサルハ我国旧来ノ陋習ニシテ(明治二年五・六月頃より東京、大阪、京都、横浜、神戸、大津、敦賀、新潟に設立された)通商爲會社ノ如キハ即チ公同ノ結社ナルモ亦未タ此弊ヲ脱スルヲ得サリシハ識者ノ夙ニ遺憾トセシ所ナリシカ是ニ至リ国立銀行ノ実況ヲ公示スル事トナリタルヲ以テ旧習打破ノ上ニ於テ顯著ナル効果ヲ収ムルヲ得タリ」(『明治財政史・第十三巻』六三一頁。)

(7) 『明治財政史・第十三巻』六三三—六三四頁。

(8) 右同、六三四頁。

(9) 東教授は国立銀行「条例又はその細則中には今日の商法中商業会社に関する条項は勿論商業帳簿に関すること迄も詳細に之を定めて、若し雛形を要するものは、これが形式をも併せて示教したることありき」(東、前掲書、六頁)と述べているが、片野教授は「この明治六年十二月の「規則」には諸報告の様式については定めなかったようである。」といっている(片野、前掲書、一二〇頁)。片野教授の場合には、『明治財政史・第十三巻』六三〇—六三六頁に収録されている国立銀行定期報告差出方規則とその説明書を見逃した(片野、前掲書、一二〇頁注)ため、右のように推定されたのであるが、それは当ってい

ない。という根拠は、『銀行全書（初編）之三』中からのつぎのような引用が明白にしているように明治六年十二月二十四日に「規則」とその附属計表書式八種が第一国立銀行に交付された事実に求められる。

「○該銀行へ定期報告規則書並計表下付ノ達旨

第三百六十六号

明治六年十二月廿四日

中属

渡辺

融

田頭

助

属

第一国立銀行ヨリ報告書計表之義ニ付別紙之通伺出候ニ付御指令按左ニ相伺申候

御指令案

別紙銀行定期報告差出方規則書冊並計表八種廿四葉相渡候条規則之通報告可

差出此旨相達候事

〔後略〕

明治六年十二月廿四日 紙幣頭 万川頭正（日本銀行調査局編集、土屋喬雄監修『日本金融史資料^{明治}大正編・第三卷』昭和三年、九五頁。傍点―高寺）

他方、受手の第一国立銀行は「第一考課状」においてつぎのように株主へ報告している。

「銀行毎月ノ實際報告並毎半季ノ實際報告及考課其外諸計算平均法本店支店合算計表等マデ毎月毎半季毎季ト紙幣寮エ上呈ノ規則十二月二十四日同寮ヨリ御達相成申候」（『金融史資料^{明治}大正編・第三卷』附録、五頁）

なお、附属計表書式が第四・第五国立銀行へ交付された事実を明らかにする資料を参考のためつぎに掲げておこう。

「○該銀行へ報告表並規則書渡方ニ付達

第二百八十三号

明治七年一月廿二日

即日達済

中属

渡辺

融

田頭

助

属

第四国立銀行へ報告計表並右差出方規則書御渡之儀ニ付御達案左ニ相伺申候

御達案

第四国立銀行

明治前期の「国立銀行」における減価償却

第八十八卷 二五三

第四号

三一

〔紙〕 其銀行可差出報告計表三十五枚並右離形差出方規則書トモ相渡候条都て規則之通相契
心得可申此段相達候事

明治七年一月廿二日 紙幣頭 得能良介」〔『日本金融史資料』明治大正編・第三卷』三五五頁。傍点—高寺）

「○該銀行へ報告表並規則書渡方ニ付達

第十一号

明治七年一月七日 中属 渡辺 融田 頭代理 助田 属田

第五国立銀行へ報告計表並右差出方規則御渡之儀ニ付御達案左ニ相伺中候

御達案

第五国立銀行

其銀行ヨリ可差出各報告計表四拾七枚並右差出方規則書相渡候条都て規則之通相心得可申此段相達候事

明治七年一月 日 紙幣頭 芳川 綱正」〔『日本金融史資料』明治大正編・第三卷』三八七頁。傍点—高寺）

(10) 右同、附録、六頁。

(11) 右同、附録、七頁。

(12) 右同、附録、三一九頁。

(13) 右同、附録、三一九頁。

二

ところで、われわれの当面の研究では財務諸表の様式そのものが直接の問題ではない。これまで長々と附属計表について論述してきたわけは、国立銀行にたいし与えられた財務諸表の形式がその内容（会計手続）を規定した側面を分析しなかったからである。そこで、これまで採上げてきた附属計表第二・第五書式が国立銀行の会計手続を

規定した側面を明らかにするため、第一国立銀行の第一・第二考課状、「東京日日新聞」に公告された「衆株主へ公示スル第三回報告」¹⁾、第五国立銀行の第二考課状、「衆株主へ稟示スル第二回下半季報告」、第四国立銀行の「第二回下半季報告」から当面の研究にとり必要な部分を抜萃すると（第一・第二・第三表）、つぎのような事実が判明する。

(1) 第二・第五書式では創業費償却は予定され（資産の部と費用の部に「創業入費」科日がある）、実際に創業費は第一・第五国立銀行では第一年度に、第四国立銀行では第二年度に全額償却された。

(2) 第二・第五書式では什器は冗入年度に全額償却する、つまり什器冗入費を全額費用に算入することが予定され（資産の部に「什器」科目なく、費用の部のみにある）、実際にそのように会計処理された。（ただし、第四国立銀行については不明確である。）

(3) 第二・第五書式では家作・地所の償却は予定されず（資産の部にのみ「家作」と「地所」の科目が設けられる）、そして実際に明治七年下半季までは家作の減価償却はおこなわれなかった。

(4) なお、ついでの指摘すると、明治六年一二月の国立銀行定期報告差出方規則は「九種ノ報告中計表ノ数字ハ都テ西洋数字ヲ用キ〔ル〕……ヘシ」²⁾と規定していたが、第一期の国立銀行でそれを実行したのは、第一・第五国立銀行の明治七上半季「第二考課状」附属財務諸表だけであった。（第二表にはあげていないが、明治六年六月と七月の「第五国立銀行本店毎月実際報告」ではアラビヤ数字を使用していた³⁾。）

ではなぜいずれの国立銀行も創業入費や什器の償却をしなから、家屋の減価償却をしなかったのであろうか。そのわけは家屋の建設費が創業費や什器購入費とくらべ多額であった点にあるのではないだろうか。なぜなら明治六

第一 考 課 状	明治 六・七・二〇—二・三二	半季實際報告〔第二書式〕借方 ^a	半季利益金割合報告〔第五書式乙〕 借方 ^b
		創業入費 一 営業用 家作 一四一五〇〇 ^c 地所	諸入費 創業入費 六〇九六・三五 ^d 営繕 一 什器 三二〇〇
第二 考 課 状	七・一・一—六・三〇	半季實際報告〔第七号〕借方 ^e	半季利益金割合報告〔第八号〕借 方 ^f
		創業入費 一 営業用 家作 160533.50 地所	諸入費 創業入費 一 営繕 5553.28 什器 一
新聞紙上の第三回報告	七・七・一—二・三二	貸借勘定・受ケ方（銀行ノ資産 権利ニ属スル分） ^g	損益勘定・損ノ部 ^h
		営業用 一六二、二三三・五〇 （タテ書）	（タテ書）

(a)『日本金融史資料・明治大正編・第三巻』附録, p. 17, (b)p. 29, (c)p. 41,
 (d)p. 55, (e)「東京日日新聞」明治8年1月17日〔第909号〕（『渋沢栄一伝記
 資料・第四巻』昭和30年, p. 155), (f)p. 156.

明治前期の「国立銀行」における減価償却

第八十八卷 二五六

第四号 三四

年六月一九日の「第一国立
 銀行利益金配当（『分配』定
 則）第一条には「非常ノ変災
 等ニテ臨時ノ費用アレハ此
 積立金（純益金高ノ百分ノ
 十ヲ積立ツル「別段積金」
 ノ内ヲ以テ之ニ充ルコトアル
 ヘント云トモ、通常家屋
 ノ営繕又ハ一切器具ノ買入
 其他必用ノ支店又ハ屋宅等
 ノ建築費ハ都テ銀行年々ノ
 諸経費トシテ之ヲ仕払ヒ、
 此積立金ニ関ス可ラス」と
 規定されていたのに、右の
 会計処理はこれに反してい
 るからである。だが、この
 「定則」は国立銀行定期報

第二表

第五国立銀行財務諸表の抜萃

第二 考 課 状	明治 七・一・五 一六・三・二〇	半季実際報告〔第二書式〕借方 ^a	半季利益金割合報告〔第五書式〕借方 ^b
		創業入費 — 営業用 家 作 75740.604 地 所 3625.45	諸 入 費 創業入費 ^c — 営 繕 371.594 ^d 什 器 175.934
第二回下 半季報告 ^d	七・七・一 一・一二・三一	銀行借方ニシテ資産権理ニ属ス 地所家作 三万四千三百九拾 八円〇七銭六厘 (タテ書)	損失ノ部 損益差引 (タテ書)

(a) 『日本金融史資料・明治大正編・第三巻』附録, p. 321, (b)p. 331.

(c) 第一考課状によると, 創業入費は第1期に全額一時に「償却」済。(『日本金融史資料・明治大正編・第三巻』p. 403.)

(d) 「東京日日新聞」明治8年2月14日〔第933号〕。

第三表

第四国立銀行財務諸表の抜萃

第一回 半季報告	明治 七・七・一 一・一二・三一	借方・銀行ノ資産権理ニ属スル分	損益勘定 益高ノ内
		創業入費 二千百拾三円 七拾三銭 地所家作什器 五千三百五拾 五円〇三銭 (タテ書)	金二千百拾三円七拾三銭 創業入費消却 (タテ書)

『第四銀行八十年史』昭和31年, pp. 24—25.

告差出方規則附属計表よりは半年前に定められたものであるから、やはり附属計表第二・第五書式にしたがい、家屋の減価償却をしなかったとみるのが妥当であろう。

ところで、右のような会計処理が批判される時期はすぐやって来た。それはアーラン・シャンドによっておこなわれた第一国立銀行検査報告書においてであった。この間の事情は『明治財政史』及び『第一銀行史』によると、「明治六年及七年ノ両年間ハ銀行ノ業務未タ全ク整備セス加之ラス其役員ノ大抵皆旧来ノ商估ニシテ簿記ノ法ヲ解スルモノ殆ント稀ナリ之ヲ以テ政府ハ彙ニ〔銀行〕簿記精法ヲ刊行シ次テ報告差出方規則ヲ作り国立銀行ノ出納及ヒ計算ニ關スル諸帳簿ハ悉ク一定ノ法ニ抛ラシムルノ成規トナシタリト雖モ未タ從來慣用ノ記帳ヲ更メス往々ニシテ陰ニ旧式ノ帳簿ヲ混用スルモノアリテ各銀行ノ簿記方法未タ一定スルニ至ラス為ニ其ノ検査ヲシテ甚タ困難ナラシメタリ然レトモ營業日ヲ積ミ月ヲ重スルニ從ヒ出納自ラ多岐ニ涉リ益々帳簿ノ混雜ヲ来タスヘキヲ以テ久シク之ヲ忽諸ニ付ス可ラス此ニ於テ紙幣頭ハ明治七年十一月〔第一国立銀行の大株主であった〕小野組ノ破産ニ會シ御雇英人「シャンド」ヲシテ各銀行ノ帳簿ヲ検査セシメ以テ其業務ヲ刷新セン事ヲ大藏卿ニ開陳シテ其允許ヲ得明治八年一月ヨリ順次各国立銀行ノ検査ヲ開始セリ」⁵⁾かくして、第一国立銀行「行が紙幣寮御雇英人アーラン・シャンドの検査を受けたのは、明治七年十一月小野組の破産せし後四ヶ月なる八年三月のことであったが、……シャンドは第一国立銀行につき〔三月一日月曜ヨリ同八月月曜マデ〕検査せる結果を取りまとめ紙幣頭へ宛報告している。その〔東京第一国立銀行〕報告書⁶⁾及びその追補はわが国銀行史上最初の検査報告という歴史的文献である」が、その中の「營業入費」という所で検査官シャンドはつぎのように利益処分の形で家屋・什器の減価償却をすべきことを要請していた。

「第二国立銀行ニ於テハ地面家作及ヒ家財ハ毎半季ニ是ヲ記シテ其価ヲ変スル事ナシ。且ツ〔危難〕請負〔自保〕及ヒ損消ノ備エナシ。凡ソ各国銀行ノ俗トシテ家作家財ノ損消ニ備エンカ為ニ年々若干金ヲ貯フル事ナリ。」

第一国立銀行ニ於テ亦タ此ノ備エナカルベカラス。何トナレハ若シ此ノ家作ヲ売ルトキ受ケ取ルヘキ金ハ決シテ簿冊中ニ記入セシ大額ニ同シカラサルベシ。銀行ノ凡テノ身代ハ成ルベキ丈ケハ市価ヲ以テ算スヘシ。若シ公債証書滞貸附金地面家作及ヒ家財共ニ真価ナラサルトキハ利益ノ尅部ヲ是ニ加エテ真価ナラシメサルベカラス。⁸⁾

右のような勧告をふくんだ報告書は明治八年五月二十五日に大藏卿、輔の允可をえて六月二十七日に第一国立銀行に指令されたが、第一国立銀行はただちにシャンドの勧告の線にそつて明治八年上半季の純益金の算定にあたり利益金から「家屋建築入費即チ營業用戻シ入トシテ金三千円……ヲ引去」¹⁰⁾っている。この点について、第一国立銀行明治八年上半季「第四考課状」（明治八年七月一日）はつぎのようにのべている。

「右計算ノ中營業用ニ引去リタル分ハ本支店家屋建築ノ費用十六万二千二百円ノ元入ニシテ此元金ハ素ヨリ不動ノ財産ニ候得共其年月ヲ経ルニ從ヒ自然損傷スヘク随テ価格モ低減スヘキニ付第二集会ニ於テ演述シタル通り追々利益金ノ内ヨリ之ヲ引去リ營業用元高ヲ減少可致取締役之ヲ決議シ向後毎半季多少其高ノ戻シ入可相立見込ニ候」¹¹⁾

右の減価償却は「第四考課状」¹²⁾の半季利益金割合報告及び「東京日日新聞」に公告された「第四回報告」¹³⁾の損益勘定損之部通計のあと（利益金の処分＝純益金算定のところ）に「營業用戻シ入三、〇〇〇」として表示され、そして家屋原価一六二、二〇〇円から右の家屋減価償却費三、〇〇〇円を直接法により控除した残高が「實際報告」の借方に「營業用家作（地所、什器）一五九、二〇〇」（「第四回報告」の「受け方」には単に「營業用一五九、二〇〇」として表示されている）。

片堅教授は、このように「明治8年上半季第一国立銀行の決算報告書に減価償却が〔わが国会計史上〕はじめて計上されるや、やがて各国立銀行の間にこれが伝わって行った。明治9年上半季新潟第四国立銀行の公告決算報告書（東京日日新聞、明治9年7月25日号に掲載）にも、「營業用」という資産科目一、四一五円六一に対し「營業用消却」という科目で減価償却五〇〇円〇〇が計上されている。」¹⁴⁾とのべている。しかし、第四国立銀行は明治9年上半季になってはじめて減価償却を計上したのではなく、第一国立銀行と共に明治8年上半季に減価償却をはじめている。「東京日々新聞」に公告された「明治8年一月ヨリ六月三十日迄第三回上半季ノ」第四国立銀行「第三回上半季報告」¹⁵⁾には「借方銀行ノ資産權利ニ屬スル分」の「營業用一三、二二一・五九」に対し「損益勘定」に「金千三百〇六円九拾八錢 營業用十分ノ老消却」が計上されている。かかる減価償却実務が何を契機としてあらわれたかは不明であるが、それは十六万二千二百円の元入にたいし金三千円という端数のない戻し入をした第一国立銀行の実務にくらべれば、はるかに進歩したものであった。なお、ついでにいつておくと、第五国立銀行はすでに明治7年上半季の第二回考課状態で「東京及ヒ鹿児島枝店建築入費ハ未夕造営中殊ニ当半季純益金モ徴徴タルカニヘニ右枝店建築資整ノ上此入費高ラ後半季ヨリシテ返償ノ途ヲ設ケ漸々之ヲ償却イタスヘタ候」¹⁷⁾と明治7年後半季より家屋減価償却を実施することを予告していたが、後述するようにこの償却計画を実行に移した時期は第一・第四銀行よりも一年半もおくれた。

このようにみると、わが国減価償却史における第一走者は、近代走法をした点を重視すれば、第一国立銀行ではなく第四国立銀行であるといつて間違いないであろう。しかし、誰が先頭をきったかという事実のみを記録しただけでは完全な会計史にはならない。競技において走順と共に速度が記録されるように、われわれの明治減価償

却史においても、第一期の国立銀行が株式会社の形態をとって設立されて（「用意！」の号令がかかって）からわずか二年たらずの期間にその半数が減価償却をはじめたというスタート・ダッシュのすばらしさを記録にとどめなければならぬ。この減価償却導入のスタートの良さは、明治政府のコーチャーとしての指導力を計算に入れても、わが国の国立銀行とはほぼ同じ時期（一八七五―明治八年）に設立された Imperial Bank of Canada がずっと二年を経過してから（一八八二―明治一五年になって）はじめて減価償却をはじめた事実と比較してみれば、賞讃に値するものであることが理解できるであらう。

- (1) 第一国立銀行は「明治七年一月十一日株主総会を開いて第一回決算を可決し、……此日はじめて第一回半年實際考課状（和紙に活版印刷せるもの）を各株主に配布したが、越えて一月二十五日「付で」利益勘定其他を新聞紙上に広告して世人の注意を促した。わが国において考課状を株主に分ち、またこれを新聞に広告することはこれを以て嚆矢とする。」（『第一銀行史・上巻』一八二―一八三頁）明治七年二月二日の「東京日日新聞」（第五九七号）に公告されたこの「第一報告は……数字を掲げることは少なく、必要事項を箇条書きにした文書体のものであった。『写し略』……いわば公表された文書であって数字も大綱みでしかなかったが、わが国において法人組織の企業体がその業績を新聞に公表した初めてのものであった。第二回の營業報告は七月二十二日（第七四九号）に掲載されたが、前回に比して遙かに詳細に互り形式も今日に近いものであった。『写し略』（同上、四五二―四五四頁）をして、この第二回報告から「貸借対照表の『貸方』・『借方』の用語にかえて預金者大衆の立場を中心にした『渡し方』・『受け方』という用語を用いている。」（片野、前掲書、一三二頁）この一例示として片野教授は明治八年上半年第四回報告（東京日日新聞、明治八年七月十五日号）を掲げている（片野、前掲書、一三二―一三四頁）が、「貸方」「渡し方」、「借方」「受け方」という用語はすでに第二回報告から使用されだしている。

- (2) 『明治財政史・第十三巻』六三六頁。

「規則」と同時に出版された「明治6年12月の『銀行簿記精法』は、全5冊を通じて記帳の場合といわず記帳以外の場合といわず、数字はすべて日本数字を用いている」（片野、前掲書、五七頁）ことを考えると、財務諸表に西洋数字を用うべしとし

た「規則」の進歩性がうかがえるであろう。もちろん、アラビア数字が実用化されていなかった当時においては、本文でも指摘したようにその影響は微々たるものであったが、片野教授のように明治十年一二月の「国立銀行報告差出方規則附録」の「報告表へ記載セル数字ハ都テ洋字ヲ以テ……〔ス、ベシ〕」(『明治財政史・第十三巻』六六一頁)という規定のみに注目する(片野、前掲書、五八頁)のは、片手落であろう。

(3) 『日本金融史資料』明治期第三巻『四〇五—四〇六頁』。

(4) 渋沢青洲記念財団龍門社編『渋沢栄一伝記資料・第四巻』昭和三〇年、四三頁。

明治七年七月の「第二国立銀行利益金配当定則」第一条にもまったく同じ規定がなされている。(『日本金融史資料』明治期第三巻『三〇六頁』。

(5) 『明治財政史・第十三巻』六三八—六三九頁。『銀行課第一次報告』明治六年七月至明治十二年六月『明治一三年、一九一二〇頁、第三款「国立銀行検査ノ事」参照。

立銀行検査ノ事」参照。

(6) 『第一銀行史・上巻』二二四—二二五頁。

(7) シヤンドの原稿を翻訳した『銀行簿記精法』に実例としてかけられた一八七二年六月二十九日現在の「香港上海銀行ノ身代及ヒ負債ノ抜書」の借方に「八〇二〇九・七二銀行所持ノ家作及地所」と「七一五五三・三八家什」の二科目があるが、同年六月二十九日まで半年間の「香港上海銀行損益勘定書」借方「利潤ヨリ引去リタル高」には減価償却に関する項目はない。(『日本金融史資料』明治期第五巻『昭和三年、七二五頁、参照』)しかし、これだけの資料から、当時 Hong Kong and Shanghai Banking Corporation が減価償却をしていなかったと断定することはできない。なぜなら、スコットランドの諸銀行の報告書抜萃から推論すると、当時イギリス系の銀行は必ずしも定期的に減価償却をしていたとは考えられないからである。(cf. Andrew William Kerr, *Scottish Banking during the Period of Published Accounts 1865-1896*, London 1898, pp. 46-67.)

なお、スコットランドの諸銀行の中で比較的定期的に減価償却をしていた National Bank の報告書 Abstract Observations から減価償却に関する事項を歴順的にひらいてみると、1865. } Sums laid aside for depreciation of heritable property and public funds. 1867. } 以下のようになる。

1865. } Sums laid aside for depreciation of heritable property and public funds.
1867. }

1870. £ 5100 written off heritable property.

1871.

1873.

Depreciation of property provided for.

1874.

1875.

1876.

1877.

(*ibid.*, p. 55. アンダーライン—高寺)

(8) 『第一銀行史・上巻』二二九頁。

シャンドの東京第一国立銀行報告書より一年前、明治七年にルドルフが参議伊藤博文に提出した「収入税法草案」(『所得税法案』)にもつぎのように減価償却(ただし、法案では「原価ヨリノ割引」といつていた)を損金として控除することが規定されてゐる。

「第二十八條 商業工業或ハ其他ノ収利營業(例ヘハ醫師代言人著述者ノ類)ヨリ生スル收入其他退還料手当金或ハ動産及不動産ヨリ生スル利益ニアラサル諸收入ヘ左ノ方法ニ拠リ税額ヲ定ムヘシ

商業工業或ハ其他ノ収利營業等ヨリ生スル收入ハ營業三年以上引続キタルトキハ前三ケ年ノ平均高ニ拠リ收入税ヲ算定スヘシ其中建物及營業用具ノ割引(建物等使用ニ由リ年々其価ヲ減スルヲ以テ其割合ニ準シ原価ヨリ割引スルヲ云フ)其他營業ノ為メ必要ナル費用ヲ引去ルヘシ但納税義務者ノ家計ニ関スル費用或ハ業務ノ拡張改良等ニ関スル出費ハ引去ルヲ得ス」(沙見三郎、柏井象雄、佐伯玄洞、伊藤武夫『各國所得税制論』昭和九年、二五二頁、傍点—高寺)

右の法案は、いわゆる収支計算から出發し、支出として控除しうるものを建物及び器具にたいする通常の減価償却の他にこれ迄の規模で企業を継続するためになされる支出にかぎつていた一八五一年(のち一八七三年改正)のプロシヤ所得税法(*vgl. Kuno Barth, Die Entwicklung des deutschen Bilanzrechts, Band II, Steuerrecht, 1955, S. 178 ff.*)にちつたものと考えられる。しかし、この法案は実施される機会がなかったため、わが国へ減価償却を移植することに関してはなんらの役割をもはたすことができなかった。

(9) 『洪沢栄一伝記資料・第四卷』一四八頁。

(10) 『日本金融史資料』明治
大正編・第三卷「附録」六五頁。

明治前期の「国立銀行」における減価償却

(11) 右同、附録、六五頁。

(12) 片野、前掲書、一〇六一・〇九頁。

(13) 「東京日日新聞」明治八年七月一日〔第一〇六八号〕。

(14) 片野、前掲書、一一一頁。

(15) 「東京日日新聞」明治八年七月二〇日〔第一〇七三号〕。

(16) 「明治七年十一月には紙幣寮御展英人アーレン・シャレド氏が当〔第四国立銀行〕行に出張して簿記の記入状況を視察して種々指導するところがあった。」〔『第四銀行八十年史』昭和三十一年、一七一—一八頁〕といわれているが、これは当行に減価償却が導入される契機となったかどうかは不明である。

(17) 『日本金融史資料^{明治大正}第三卷』附録、三一九頁。

(18) 一八七五年設立の Imperial Bank of Canada の報告書から減価償却に関する項目を歴順的にひらいてみると、このようになる。

1882	Applied in reduction of Bank Premises Account	\$ 6,566 99
1883	"	10,000 00
1884	"	4,598 65
1887	Written off Bank Premises and Furniture Account	3,654 93
1888	"	10,000 00
1889	"	7,231 34
1890	"	2,926 52

(*Imperial Bank of Canada, Proceedings of Special and General Meetings, Annual Balance Sheets, Statements of profits, 1875-1900, Toronto 1900, pp. 63-129.*)

なお、以上の減価償却はすべて利益金処分形をとっているが、この時代の銀行会計では、わが国立銀行の会計でもそうであるが、一般に利益処分による減価償却をおこなっていたことに注意する必要がある。(この稿続く)